

政務活動費の手引

米沢市議会

令和2年3月作成（令和元年度交付分から適用）

令和2年3月19日 議会運営委員会了承

令和7年3月改定（令和6年度交付分から適用）

令和7年3月 4日 議会運営委員会了承

令和8年2月改定（令和7年度交付分から適用）

令和8年2月18日 議会運営委員会了承

— 目 次 —

1 政務活動費の概要

(1) 制度の趣旨・体系（根拠法令等）	1
(2) 制度の概要	3
(3) 使途基準	4

2 政務活動費の運用の目安

(1) 基本的事項	5
(2) 政務活動費を充当するのに適さない経費	5
(3) 各経費の主な例及び運用の目安	6
①調査研究・研修費	6
②広報・広聴費	8
③要請・陳情活動費	8
④会議費	9
⑤資料購入・作成費	9
⑥通信運搬・事務費	10
(4) 各経費に共通する留意事項等	12
(5) 領収書等証拠書類の範囲	13
(6) 支出年度区分等の考え方	14
(7) 情報公開について	15

3 政務活動費の交付等に関する手続き

- (1) 交付申請 17
- (2) 額の決定 17
- (3) 交付 17
- (4) 収支報告書等の提出 17
- (5) 残余の返還 18
- (6) その他 18

4 資料集 19

5 記載例 29

1 政務活動費の概要

1 政務活動費の概要

(1) 制度の趣旨・体系（根拠法令等）

①地方自治法第100条（抜粋）

第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第16項 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

②米沢市議会議員への政務活動費の交付に関する条例（抜粋）

（政務活動費の交付）

第2条 市長は、本市の議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し、政務活動費を交付する。

（政務活動費の使途基準）

第9条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の交付を受けた年度において、当該政務活動費を別表に定める使途基準に従い、市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費に使用するものとし、それ以外のものに充ててはならない。

（収支報告書等の提出）

第10条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書並びに当該政務活動費の支出に係る領収書等の証拠書類（以下これらを「収支報告書等」という。）を当該政務活動費の交付を受けた年度の翌年度の5月20日までに議長に提出しなければならない。

（政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保）

第11条 議長は、必要があると認めるときは、前条第1項及び第2項の規定により提出された収支報告書等について調査を行うことにより政務活動費の適正な運用を期するとともに、次に掲げる措置を講ずることにより、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする。

（1）収支報告書等の公表

(2) その他議長が必要と認める措置

- 2 議員は、市民に対し、政務活動費の運用が適正であること及び政務活動費の使途が明らかであることを説明する責務を果たすものとする。

③米沢市議会議員への政務活動費の交付に関する条例施行規則

条例の施行に関し必要な事項を規定（様式を含む）

④政務活動費の手引（本書）

「政務活動費の手引」（以下「本書という。」）は、米沢市議会議員への政務活動費の交付に関する条例及び米沢市議会議員への政務活動費の交付に関する条例施行規則で規定された政務活動費交付金制度について、その取り扱いを統一するためにとりまとめたものである。

また、制度上の疑義や判例の追加等により、本書に新たな項目の追加や改正をする必要が生じるなど、継続して統一的な使途基準を確立していくことは、議員に求められる。

⑤その他（留意事項）

議会事務局は、政務活動費の交付から収支報告までの書類一式について確認を行い、疑義がある場合や本書に沿っていない場合は、修正等の助言を行う。

また、政務活動費の使途の妥当性についても、提出資料等により把握できる内容に基づき、情報提供及び助言等を行う。

ただし、最終的な政務活動費の使途の可否については、議員自らが政務活動費の趣旨に沿っているか、社会通念上妥当と認められるものなのか、さらに訴訟になった場合もその使途に関し説明が可能か等を総合的に判断して決定するものである。

政務活動費の使途については、充当する経費の内容や割合等によって判例が異なっており、全国的に訴訟件数も増えている状況である。その訴訟において、政務活動費の使途に関する説明は議員自らが行わなければならない、普段から使途の透明性を確保するとともに、市民への説明責任を果たす義務があることに留意する必要があるのは言うまでもない。（条例第 11 条第 2 項）

なお、全国市議会議長会では、平成 31 年 2 月に「政務活動費に関する Q & A（参考指針）」をとりまとめているので、本書と併せて熟読し、政務活動費の使途の透明性の確保に努めること。

(2) 制度の概要

項 目	内 容	関係条項
交 付 対 象	議員	条例第 2 条
交 付 額	議員一人当たり月額 30,000 円	条例第 3 条
交 付 方 法	4 月から 9 月までの月（前期）に係る分は 4 月に、10 月から翌年の 3 月までの月（後期）に係る分は 10 月に、一括して交付【議員改選年度を除く】	条例第 4 条
使 途 基 準	条例別表に定める使途基準に従い、支出（充当）	条例第 9 条
収支報告書の提出	政務活動費に係る収入及び支出の報告書並びに当該政務活動費の支出に係る領収書等の証拠書類を当該政務活動費の交付を受けた年度の翌年度の 5 月 20 日までに議長に提出	条例第 10 条
議 長 の 調 査 権	・議長は、必要があると認めるときは、提出された収支報告書等について調査を行うことにより政務活動費の適正な運用を期する ・議長は、次に掲げる措置を講ずることにより、政務活動費の使途の透明性の確保に努める （1）収支報告書等の公表 （2）その他議長が必要と認める措置	条例第 11 条 （第 1 項）
残余の返還	交付を受けた額に残余がある場合には、政務活動費の交付を受けた翌年度の 5 月 20 日までに返還しなければならない。	条例第 12 条
収支報告書等の保存	議長は、提出された収支報告書等を、条例に規定する期限の日の属する年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。	条例第 14 条
会計帳簿の調製及び保管	・議員は、当該政務活動費に関する会計帳簿を作成しなければならない ・議員は、収支報告書の作成に当たり基となった会計帳簿を、条例の規定により当該収支報告書を提出すべき期限の日の属する年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない	規則第 6 条
収支報告書の閲覧	・原則、何人も閲覧することが可能 ・米沢市情報公開条例に基づき開示する	本書で規定
領収書等の添付	収支報告書には、支出に係る領収書等の原本（会派視察等で案分した経費等は、写し可）を添付する。	本書で規定

(3) 使途基準

別表(条例第9条、第12条関係)

経費の名称	内 容
1 調査研究・研修費	議員が市の事務、地方行財政等に関する調査研究又は調査委託を行うために必要な経費及び議員が研修会を開催するため又は団体等が開催する研修会への参加に要する経費であって、資料印刷費、調査委託費、文書通信費、参加費、講師謝礼、会場費、交通費、宿泊費等をいう。
2 広報・広聴費	議員が行う活動及び市政について市民に報告するために必要な経費並びに議員が行う市民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費であって、会場費、報告書等印刷費、茶菓子代、文書通信費等をいう。
3 要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費であって、資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等をいう。
4 会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等の各種会議への議員の参加に要する経費であって、会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等をいう。
5 資料購入・作成費	議員が行う活動に必要な図書・資料等の購入又は資料の作成に要する経費であって、書籍購入費、新聞雑誌購読料、資料等の購入に係る送料、印刷製本費、翻訳料等をいう。
6 通信運搬・事務費	議員が行う活動に必要な通信運搬及び事務遂行に要する経費であって、インターネット接続費、送料、備品、事務機器、事務用品の購入費、事務機器のリース代、維持管理費等をいう。

2 政務活動費の運用の 目安

2 政務活動費の運用の目安

(1) 基本的事項

政務活動費の充当に当たっては、次に掲げる項目に留意の上、議員各々の責任において適切に取り扱うこと。

- ◆ 市政に関係があること
- ◆ 政務活動の目的に適合し、充当する必要性があること
- ◆ 充当は、社会通念上妥当なものであり、証拠書類により支出が確認できる実費であること（本書により、充当する上限額を定めている経費もあり）
- ◆ 政務活動とそれ以外の活動が混在する場合は、適切な按分によるものであること
- ◆ 収支にかかる手続きや帳簿等が適正に処理されていること
- ◆ 充当（支出）について、議員が説明できるよう書類が整備されていること

(2) 政務活動費を充当するのに適さない経費

政務活動費を充当するのに適さない経費等は、次に掲げる項目であり、議員各々が留意すること。

- ◆ 私的財産の形成につながる経費
…政務活動費の充当の範囲は、政務活動に直接必要とする経費に限る
- ◆ 政務活動以外の活動に要する経費
…政党活動、選挙活動、後援会活動、私的活動等に要する経費に充当できない
- ◆ 個人の立場で加入している団体に対する経費
…町内会費、PTA会費、同窓会費、趣味の会費等に充当できない
- ◆ 飲食、会食を主目的とする各種会合の参加に要する経費
…新・忘年会会費、懇親会会費等に充当できない

政務活動費の運用に関する基本的事項等については、上記のほか、全国市議会議長会発行「政務活動費に関するQ & A（参考指針）」を参照すること。

(3) 各経費の主な例及び運用の目安

①調査研究・研修費		
主 な 例		運 用 の 目 安
交 通 費 （ 旅 費 等 ）	公共交通機関	調査研究・研修時に公共交通機関を利用する場合、その費用に充当できるものとする。なお、その費用は実費を基本とする。 (鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶等を想定)
	レンタカー	調査研究・研修時にレンタカーを利用する場合、その費用に充当できるものとする。なお、その費用は実費を基本とする。 (レンタカー借上げ料、ガソリン代等を想定)
	自家用自動車	調査研究・研修時に自家用自動車を利用する場合、ガソリン(燃料)代に充当できるものとする。なお、その費用は実費を基本とする。
	高速道路、有料駐車場	調査研究・研修時にレンタカー及び自家用車を利用する場合、高速道路通行料及び有料駐車場の駐車代に充当できるものとする。なお、その費用は実費を基本とする。
	日当	支出できない。
謝 礼 等	宿泊料	調査研究・研修時にホテル等を利用する場合、宿泊料に充当できるものとする。なお、その費用は実費を基本とする。ただし、宿泊料は食事代を含めず算定し、13,100 円を上限とする。旅館等への宿泊で食事代が分離できない場合も、13,100 円を上限として算定する。 また、格安旅行パック等(交通費と宿泊費がセットになっているもの)の料金において、食事代と宿泊費が不可分の場合、宿泊費は上限額(13,100 円)の範囲内とみなし、その実額を対象とする。
	土産代	調査研究・研修として他市等を視察する場合、視察先への土産代に充当できるものとする。なお、その費用は実費を基本とする。 また、一視察地における上限額を 3,000 円(税抜き)とし、土産の送料には充当できない。

	講師謝礼	議員が開催する研修会に講師を招聘する場合、その費用に充当できるものとする。なお、その費用は実費を基本とし、社会通念上妥当な範囲の額であること。 (講師への謝礼、講師の交通費・宿泊料等を想定)
その他	参加負担金	他の団体が主催する研修会等に参加する場合、その費用に充当できるものとする。なお、その費用は実費を基本とする。 (参加負担金、交通費、宿泊料等を想定)
	会場費、機材等借上げ料	議員が会場（コミセン、地区公民館等を含む）を借り上げて研修会を開催する場合、会場費や機材等の借上げ料に充当できるものとする。なお、その費用は実費を基本とする。
充当できない経費等	➤ 食糧費 ➤ 懇親や親睦を主な目的とする会議の開催経費や参加経費 ➤ 政党活動、選挙活動または後援会活動に関する経費 ➤ 個人の立場で加入の団体や政務活動と関わりが希薄な団体への年会費及び会費（町内会費、同窓会費、商工会等の会費、宗教団体の年会費、党費・党大会賛助金、愛好会の年会費等） ➤ 研修会等を行う会場として、酒類提供会場（居酒屋、スナック等）は適用できない。	
留意事項	◇ 政務活動費を充当することに疑義が生じるものは対象としないこと。 ◇ 領収書等の証拠書類は、具体的な名称や内訳が記載されていることを要件とする。やむを得ず、抽象的な記載しかなく添付しなければならない場合は、具体的な名称や内訳が記載された明細書等を添付すること。 ◇ 会派研修時等の領収書等の原本を1名の議員に添付している場合は、添付している議員名を支出内訳書に正確に記載すること。また、他の議員は領収書等のコピーを添付すること。 ◇ 視察活動費を計上している場合は、米沢市議会政務活動報告書（様式第4号）及び視察の日時・場所・移動手段等が記載された行程表を添付すること。 ◇ 米沢市議会政務活動報告書には、視察項目は全て記載し、項目だけではなく、聴き取り事項や得た情報及び市政との関わり等を記載すること。 ◇ 他の団体が主催する会議等は、政務活動としての会議等と一体性があり、意見交換等を伴うものであれば、懇親会の会費を支出できるものとする（ただし、上限を5,000円とする）。また、参加した場合は案内文書や次第等を添付すること。 ◇ やむを得ない事情により視察等が中止となった場合は、その理由を明らかにし、キャンセル料を計上できる（公務、災害、本人の病気・けが、親族の葬祭等による場合）。	

②広報・広聴費	
主 な 例	運 用 の 目 安
広報誌・報告書等の発行経費	議員自身の活動や会派の活動に関する広報誌・報告書等を発行する場合、その費用に充当できるものとする。なお、その費用は実費を基本とする。また、発行した広報誌等を添付すること。（広報誌・報告書等の印刷費、封筒の印刷費、郵送料、新聞への折り込み料等を想定）
活動報告会等の開催経費	議員が会場（コミセン、地区公民館等を含む）を借り上げて活動報告会等を開催する場合、会場費や機材等の借上げ料、出席者のお茶代等に充当できるものとする。なお、その費用は実費を基本とする。
ホームページの作成・更新経費	議員自身の政務活動に関するホームページを作成（更新を含む）する場合、その費用に充当できるものとする。なお、その費用は実費を基本とする。
充当できない経費等	➤ 政党活動、選挙活動または後援会活動に関する経費 ➤ 政党機関紙に折り込みした広報紙・報告書等の発行経費 ➤ 報告会等を行う会場として、酒類提供会場（居酒屋、スナック等）は適用できない。 ➤ 自己が主催する活動報告会等における参加者の飲食代（懇親会経費） ➤ 年賀、暑中見舞いのはがき代 ➤ 名刺代
留意事項	◇ 領収書等の証拠書類は、具体的な名称や内訳が記載されていることを要件とする。やむを得ず、抽象的な記載しかなくない領収書等を添付しなければならない場合は、具体的な名称や内訳が記載された明細書等を添付すること。 ◇ 開催した活動報告会等の案内状を添付すること。 ◇ 報告会等に伴うお茶代等は、社会通念上妥当な範囲の額であること。

③要請・陳情活動費	
主 な 例	運 用 の 目 安
交通費（旅費等）	議員（会派を含む）が国や県、その他関係団体等に要請及び陳情を行う場合、その費用に充当できるものとする。なお、その費用は実費を基本とする。 ※運用の目安は、①調査研究・研修費と同様とする。

充当できない経費等	➤ 食糧費 ➤ 懇親や親睦を主な目的とする会議の開催経費や参加経費 ➤ 政党活動、選挙活動または後援会活動に関する経費 ➤ 要請・陳情会等を行う会場として、酒類提供会場（居酒屋、スナック等）は適用できない。
留意事項	◇ 留意事項は、①調査研究・研修費と同様とする。 （米沢市議会政務活動報告書（様式第4号）の添付など）

④会議費

主 な 例	運 用 の 目 安
交通費（旅費等）、その他の経費	議員（会派を含む）が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等の各種会議に議員が参加する場合、その費用に充当できるものとする。なお、その費用は実費を基本とする。 ※運用の目安は、①調査研究・研修費と同様とする。
充当できない経費等	➤ 食糧費 ➤ 懇親や親睦を主な目的とする会議の開催経費や参加経費 ➤ 会派内の打合せなど、会派の運営等に関する経費 ➤ 政党活動、選挙活動または後援会活動に関する経費 ➤ 会議等を行う会場として、酒類提供会場（居酒屋、スナック等）は適用できない。
留意事項	◇ 留意事項は、①調査研究・研修費と同様とする。 （米沢市議会政務活動報告書（様式第4号）の添付など）

⑤資料購入・作成費

主 な 例	運 用 の 目 安
資料等の購入・作成経費	議員が政務活動に必要な図書・資料等を購入して情報収集する場合や資料等を作成する場合、その費用に充当できるものとする。なお、その費用は実費を基本とする。 （書籍購入費、新聞雑誌等購読料、資料等の購入に係る送料、追録代、印刷製本費、翻訳料、コピー代等）

充当できない経費等	➤ 政党広報紙や選挙活動に要する印刷経費 ➤ スポーツ新聞 ➤ 自己啓発本、小説 ➤ 週刊誌等の娯楽性の高いもの
留意事項	✧ 政務活動費を充当することに疑義が生じるものは対象としないこと。 ✧ 領収書等の証拠書類は、具体的な名称や内訳が記載されていることを要件とする。やむを得ず、抽象的な記載しかなくない領収書等を添付しなければならない場合は、具体的な名称や内訳が記載された明細書等を添付すること。 ✧ 新聞や図書等の購入費においては、1紙・1冊につき1部とすること。 ✧ 会員制のオンラインサービスから情報提供を受ける場合、その費用（月会費等）も対象とすることができる。

⑥通信運搬・事務費	
主 な 例	運 用 の 目 安
通信運搬、事務遂行経費	議員が政務活動に必要な情報を収集する場合等の通信運搬費及び事務遂行に必要な物品等の購入費（事務費）に充当できるものとする。なお、その費用は実費を基本とする。 （インターネット接続費、送料、備品（事務機器）購入費、事務用品の購入費、事務機器のリース代等）
充当できない経費等	➤ 電報料（祝電、弔電） ➤ 自宅（事務所）の電話料
	✧ 政務活動費を充当することに疑義が生じるものは対象としないこと。 ✧ 領収書等の証拠書類は、具体的な名称や内訳が記載されていることを要件とする。やむを得ず、抽象的な記載しかなくない領収書等を添付しなければならない場合は、具体的な名称や内訳が記載された明細書等を添付すること。

留意事項

- ◇ 固定回線またはモバイル回線によるインターネット接続費のうち、一方を計上する場合は、総額の2分の1を上限に充当できるものとし、両方を計上する場合は、それぞれ総額の4分の1を上限に充当できるものとする。なお、モバイル回線によるインターネット接続には、携帯端末による通信のほか、モバイルルーター、ホームルーター等による通信があるが、充当できるのはこのうち1つの費用とする。
 - ◇ 議会が貸与するタブレット端末の通信費（事務局提示額）に充当できる。
 - ◇ 備品（事務機器）購入費、事務機器のリース代への政務活動費の充当については、下記のとおりとする。
 - ①パソコン等の事務機器を購入する費用、またはリースする費用について、総額の2分の1を上限に充当できる。
 - ②パソコン等の事務機器のうち購入金額が1万円以上（税込み）の物を「備品」として取り扱うこととし、同一品目への充当は、議員任期中1台とする。また、議員任期最終年は、初めての購入の場合であっても充当できない。
- ※パソコン等の事務機器とは、主にパソコン本体、プリンター、デジタルカメラ、ハードディスク、アプリケーションソフト、コピー機等とし、政務活動に必要と認められる物をいう。
- ※備品とは、性質・形状を変化させることなく、使用・保存することができる物をいう。
- ※備品と認められるパソコン等の事務機器を購入した場合は、購入日が確認できる保証書等を任期中保管すること。
- ◇ その他
 - ①事務用品の大量購入など、疑義が生じないようにすること。
 - ②切手、葉書は換金性が高いことから、購入する場合は、その用途を明らかにすること。

（４）各経費に共通する留意事項等

- ①米沢市議会議員への政務活動費の交付に関する条例第９条別表に定める政務活動に要する経費以外のものに充当できない。**

※具体例

- ◆ 慶弔、餞別、寸志、病気見舞、年賀状等の交際費的経費
- ◆ 党費、党大会費、党大会参加旅費等の政党活動に関する経費
- ◆ 親睦会、レクリエーション等に関する経費
- ◆ 政党活動、選挙活動または後援会活動等に関する経費
- ◆ 会派の運営等に関する会費
- ◆ 飲酒が主目的の会合に関する経費

- ②領収書等がないものは充当できない。**

- ③領収書等の宛名が後援会となっているものは充当できない。**

- ④過年度の経費に充当できない。**

- ⑤収支報告書には、提出月日、年度を記載すること。**

- ⑥収支報告書に記載されているものは、必ず領収書等を添付すること。**

- ⑦支出内訳書の金額、日付は、領収書等の金額、日付と一致するように記載すること。ただし、支出内訳書に期間等（例：R1.5～R2.3）を記入することも可とするが、その場合は、領収書等でその期間が明確であること。また、年度を越える期間の領収書等の場合、政務活動費の交付を受けた年度分しか計上（充当）できない。**

- ⑧議員インターンシップ制度により学生を受け入れる場合、その費用（ドットジェーピー会費、その他費用）に充当できることとする。ただし、学生を受け入れることが自らの政務活動の目的に適合しているか留意の上、充当すること。なお、米沢市議会政務活動費報告書（様式第４号）を添付し、活動内容を記載すること。**

- ⑨領収書等はA４のコピー用紙に重ならないように添付すること。**

（５）領収書等証拠書類の範囲

①領収書の要件

- ア 金額の表示
- イ 受取人の表示（氏名又は法人名、押印のあるもの）
- ウ 宛名の表示（議員名）
- エ 受領日付の表示

②その他証拠書類

- ア レシート
- イ 航空機の搭乗券の半券
- ウ 預金通帳の写し（議会事務局において、議員本人のものであるかを確認）
- エ クレジットカードの売上表（カード会社から送付される利用明細書等）
- オ ETC利用証明書（インターネットによるETC利用照会サービスにより取得可）
- カ その他（議会事務局と要相談）

③政務活動の内容を客観的に示す資料・写真等の添付

出張（視察）した場合に作成する米沢市議会政務活動報告書（様式第４号）の添付のほか、出張（視察）時の資料・写真等を添付することにより、使途（政務活動費の充当）の透明性の確保に努めること。

(6) 支出年度区分等の考え方

①会計年度

政務活動費に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

②会計年度所属区分

原則として、現金主義（支出した時点によって年度所属を決めること）を採用する。ただし、前年度に利用（納品等）したもので、その支出が年度をまたぎ、収支報告書の提出前（翌年の5月20日を期限とする）に行われたものについては、前年度の支出（充当）として整理することができるものとする。

○通 常						
	2月	3月	4月	5月	6月	年度区分
パターンA	←→ 利用期間等	請求 支払い				前年度
パターンB	←→ 利用期間等	請求	支払い			前年度
パターンC		←→ 利用期間等	請求	支払い		前年度
パターンD			←→ 利用期間等	請求	支払い	新年度

○その他

	2月	3月	4月	5月	6月	年度区分
パターンE	→ 利用 期間等					※

※利用期間等が旧年度から新年度にまたがる場合は、3月利用分までを前年度分、翌4月～6月までを新年度分に整理する。

（７）情報公開について

① 収支報告書等の閲覧

議長に提出された米沢市議会政務活動費収支報告書（様式第１号）、米沢市議会政務活動報告書（様式第４号）、支出内訳書、及び添付された領収書等は、全て情報公開の対象となる。

よって、米沢市情報公開条例に基づく請求があった場合は、閲覧（写しの交付を含む。）に供することとなる。

なお、閲覧だけの場合は、議会事務局職員立会いの下、米沢市情報公開条例に基づく請求がなくとも閲覧させることができる。

② 収支報告書等の市議会ホームページへの掲載

議長に提出された米沢市議会政務活動費収支報告書（様式第１号）、米沢市議会政務活動費報告書（様式第４号）、支出内訳書、及び添付された領収書等は、全て市議会ホームページへ掲載（PDF データ）する。

3 政務活動費の交付等 に関する手続き

3 政務活動費の交付等に関する手続き

(1) 交付申請

政務活動費の交付を受ける議員は、毎年度、4月5日までに議長を経由の上、市長に対し、米沢市議会政務活動費交付申請書（以下、「様式第1号」という。）を提出すること。

手続きの流れ：

- ◆ 交付を受ける議員は、議会事務局に様式第1号を提出する。

(2) 額の決定

市長は、議員から様式第1号の提出を受けたときは、議員に対し、交付すべき政務活動費の額を決定し、米沢市議会政務活動費交付決定通知書（以下、「様式第2号」という。）により通知する。

手続きの流れ：

- ◆ 議会事務局で内容を精査して、議員に対し、様式第2号により政務活動費の額を決定した旨を通知する。

(3) 交付

請求のあった政務活動費は、4月から9月までの月（前期）に係る分にあつては4月に、10月から翌年の3月までの月（後期）に係る分にあつては10月に、議員が当該前期又は後期に在職しているものとみなし、一括して報酬支給日に交付（指定口座へ振込）する。

(4) 収支報告書等の提出

①政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書並びに当該政務活動費の支出に係る領収書等の証拠書類（以下「収支報告書」という。）を当該政務活動費の交付を受けた年度の翌年度の5月20日までに議長に提出すること。

②議長は、収支報告書の提出を受けたときは、提出を受けた日から10日を経過する日までに収支報告書の写しを市長に提出する。

手続きの流れ：

- ◆ 交付を受けた議員は、議会事務局に収支報告書を提出する。

(5) 残余の返還

政務活動費の交付を受けた議員は、交付を受けた政務活動費の額から別に定める使途基準に従い、市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した額を控除して残余がある場合には、当該残余の額の政務活動費を期限までに返還すること。

手続きの流れ：

- ◆ 収支報告書の提出により、政務活動費の残余の額が明らかとなった場合は、その残余の額を返還（議会事務局経由）する。

(6) その他

①政務活動費の交付を受けた議員は、当該政務活動費に関する会計帳簿（以下「会計帳簿」という。）を作成しなければならない。

②政務活動費の交付を受けた議員は、収支報告書の作成に当たり基となった会計帳簿を、当該収支報告書を提出すべき期限の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

4 資料集

○米沢市議会議員への政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法、政務活動費に係る収入及び支出の報告書の提出その他政務活動費の交付に関する事項並びに政務活動費の使途の透明性の確保に関する事項について定めるものとする。

(平14条例22・平20条例27・平25条例2・一部改正)

(政務活動費の交付)

第2条 市長は、本市の議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し、政務活動費を交付する。

(平25条例2・一部改正)

(政務活動費の額)

第3条 政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員（基準日において辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった者を除く。）に対し、月額30,000円を交付する。

(平25条例2・平30条例31・一部改正)

(政務活動費の交付の方法)

第4条 政務活動費は、4月から9月までの月（以下「前期」という。）に係る分にあつては4月に、10月から翌年の3月までの月（以下「後期」という。）に係る分にあつては10月に、議員が当該前期又は後期に在職しているものとみなし、一括して交付する。ただし、前期又は後期の途中において議員となった者（任期満了後、引き続き議員となった者を含む。）に対する当該前期又は後期に係る政務活動費は、議員となった日（任期満了後、引き続き議員となった者にあつては、新たな任期の初日。以下この条において同じ。）の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月。以下この条において同じ。）分からその月の属する前期又は後期の最後の月までの分を議員となった日の属する月の翌月に交付する。

(平25条例2・一部改正)

(議員の任期が満了する場合における政務活動費の交付の特例)

第5条 前期又は後期の途中において議員の任期が満了する場合における政務活動費は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により交付すべき当該前期又は後期に係る

政務活動費のうちその任期が満了する日の属する月までの分を、同条の規定により政務活動費を交付する月に交付する。

(平 25 条例 2 ・ 一部改正)

(政務活動費の交付日)

第 6 条 政務活動費は、前 2 条の規定により政務活動費を交付する月の 21 日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近いこれらの日でない日。以下「交付日」という。）に交付する。

(平 25 条例 2 ・ 一部改正)

(議員でなくなった場合の政務活動費の返還)

第 7 条 政務活動費の交付を受けた議員は、前期又は後期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を第 10 条第 2 項に規定する期限までに返還しなければならない。

(平 25 条例 2 ・ 一部改正)

(政務活動費の交付の申請)

第 8 条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、規則で定める日までに本市の議会議長（以下「議長」という。）を経由の上、市長に対し、政務活動費の交付に係る申請書を提出しなければならない。

(平 25 条例 2 ・ 一部改正)

(政務活動費の使途基準)

第 9 条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の交付を受けた年度において、当該政務活動費を別表に定める使途基準に従い、市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費に使用するものとし、それ以外のものに充ててはならない。

(平 25 条例 2 ・ 一部改正)

(収支報告書等の提出)

第 10 条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書並びに当該政務活動費の支出に係る領収書等の証拠書類（以下これらを「収支報告書等」という。）を当該政務活動費の交付を受けた年度の翌年度の 5 月 20 日までに議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、前期又は後期の途中において議員でなくなっ

たときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日（議員でなくなった日が前期又は後期において当該前期又は後期に係る政務活動費の交付日前であるときは、当該交付日）から起算して 30 日以内に、収支報告書等を議長に提出しなければならない。

3 議長は、前 2 項の規定により収支報告書等の提出を受けたときは、提出を受けた日から 10 日を経過する日（その日が米沢市の休日を定める条例（平成元年米沢市条例第 51 号）第 1 条第 1 項各号に定める日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日。）までに政務活動費に係る収入及び支出の報告書の写しを市長に提出するものとする。

（平 25 条例 2 ・一部改正）

（政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保）

第 11 条 議長は、必要があると認めるときは、前条第 1 項及び第 2 項の規定により提出された収支報告書等について調査を行うことにより政務活動費の適正な運用を期するとともに、次に掲げる措置を講ずることにより、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする。

（1） 収支報告書等の公表

（2） その他議長が必要と認める措置

2 議員は、市民に対し、政務活動費の運用が適正であること及び政務活動費の使途が明らかであることを説明する責務を果たすものとする。

（平 25 条例 2 ・追加）

（政務活動費の残余の返還）

第 12 条 政務活動費の交付を受けた議員は、交付を受けた政務活動費の額から別表 に定める使途基準に従い、市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を第 10 条第 1 項に規定する期限（前期又は後期の途中において議員でなくなった者にあつては、同条第 2 項に規定する期限）までに返還しなければならない。

（平 25 条例 2 ・旧第 11 条繰下・一部改正）

（政務活動費の返還命令）

第 13 条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員が第 7 条及び前条の規定に反し、政務活動費を返還しないときは、当該議員に対し、期限を定めて、これらの規定により返還すべき政務活動費の返還を命ずることができる。

（平 25 条例 2 ・旧第 12 条繰下・一部改正）

(収支報告書等の保存)

第 14 条 議長は、第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出された収支報告書等を、当該各項に規定する期限の日の属する年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

(平 25 条例 2 ・旧第 13 条繰下 ・一部改正)

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(平 25 条例 2 ・旧第 14 条繰下 ・一部改正)

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 6 月 28 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年 9 月 12 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 25 年 2 月 26 日条例第 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例中第 1 条の規定による改正後の米沢市議会議員への政務活動費の交付に関する条例 (以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。)以後に交付する政務活動費から適用し、施行日の属する年度以前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日の属する年度に交付した政務調査費については、新条例第 10 条及び第 11 条の規定を適用する。この場合においてこれらの規定中「政務活動費」とあるのは「政務調査費」とする。

附 則 (平成 30 年 12 月 25 日条例第 31 号)

この条例は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

別表 (第 9 条、第 12 条関係)

(平 25 条例 2 ・全改)

⇒ 本手引 4 Pに掲載

○米沢市議会議員への政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、米沢市議会議員への政務活動費の交付に関する条例（平成13年米沢市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平25規則4・令6規則20・一部改正）

(交付の申請)

第2条 条例第8条の規則で定める日は、4月5日とする。ただし、前期又は後期の途中において議員となった場合（任期満了後、引き続き議員となった場合を含む。）における当該前期又は後期に係る政務活動費の交付に係る申請書の提出にあつては、条例第4条ただし書の規定により政務活動費を交付する月の5日とする。

2 条例第8条の申請書は、米沢市議会政務活動費交付申請書（様式第1号）とする。

（平25規則4・一部改正）

(額の決定)

第3条 市長は、議員から米沢市議会政務活動費交付申請書の提出を受けたときは、当該議員に対し、交付すべき政務活動費の額を決定し、米沢市議会政務活動費交付決定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

（平25規則4・令7規則18・一部改正）

(収支報告書等)

第4条 条例第10条の報告書は、米沢市議会政務活動費収支報告書（様式第3号。以下「収支報告書」という。）とする。

2 議員は、政務活動費からの支出を伴う活動をしたときは、米沢市議会政務活動報告書（様式第4号）を議長に提出しなければならない。

（平25規則4・令6規則20・令7規則18・一部改正）

(会計帳簿の調製及び保管)

第5条 政務活動費の交付を受けた議員は、当該政務活動費に関する会計帳簿（以下「会計帳簿」という。）を作成しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、収支報告書の作成に当たり基となった会計帳簿を、条例第10条の規定により当該収支報告書を提出すべき期限の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（平25規則4・令7規則18・一部改正）

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令7規則18・一部改正)

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月26日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の米沢市議会議員への政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付された政務活動費から適用し、同日の属する年度以前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の米沢市議会議員への政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により作成された様式の内紙は、なお当分の間、修正して使用することができる。

附 則(令和元年6月27日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条による改正前の同条各号に掲げる規則、第2条による改正前の米沢市情報公開条例施行規則及び第3条による改正前の米沢市個人情報保護条例施行規則の規定により作成された様式の内紙は、なお当分の間、使用することができる。

附 則(令和6年9月27日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年3月26日規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の米沢市議会議員への政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定により作成された様式の内紙は、なお当分の間、使用することができる。

議 長

年 月 日

米沢市長 様

(米沢市議会議長経由)

氏名

印

米沢市議会政務活動費交付申請書

米沢市議会議員への政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、下記のとおり政務活動費の交付を申請します。

記

交 付 申 請 額 円
(年 月～ 年 月分)

収支予算

収入 政務活動費 円

支出

科 目	予算額 (円)	説 明
調査研究・研修費		
広報・広聴費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料購入・作成費		
通信運搬・事務費		
合 計		

年 月 日

様

米沢市長



米沢市議会政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費について、下記のとおり決定しましたので、米沢市議会議員への政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

政務活動費交付決定額 _____ 円

（ 年 月～ 年 月分）

年 月 日

米沢市議会議長 様

氏名



米沢市議会政務活動費収支報告書

年度分の政務活動費の交付に係る収入及び支出について、米沢市議会議員への政務活動費の交付に関する条例第10条の規定により、当該政務活動費の支出に係る領収書等の証拠書類とともに次のとおり報告します。

1 活動の成果

2 収入 政務活動費 _____ 円

3 支出

科 目	金額（円）	備 考
調査研究・研修費		
広報・広聴費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料購入・作成費		
通信運搬・事務費		
合 計		

4 残額 _____ 円

米沢市議会政務活動報告書

年月日	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）		
項 目	1		
	2		
	3		
	4		

年 月 日

報告者名

印

5 記載例

記載例

議長

〇〇〇年 4 月 1 日

米沢市長 様
(米沢市議会議長経由)

氏名 議 会 太 郎 印

〇〇〇年度 米沢市議会政務活動費交付申請書

米沢市議会議員の政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、
下記のとおり政務活動費の交付を申請します。

記

交付申請額 360,000 円
(〇〇〇年 4 月～〇〇〇年 3 月分)

収支予算

収入 政務活動費 360,000 円

支出

科 目	予算額(円)	説 明
調査研究・研修費	125,000	先進地調査に要する経費等
広報・広聴費	65,000	活動報告書の印刷費等
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資料購入・作成費	30,000	図書、資料購入費等
通信運搬・事務費	140,000	インターネット使用料等
合 計	360,000	

(日本産業規格 A 4)

米沢市議会議長 様

〇〇〇年 月 日

月日は記入しない

氏名 ○ ○ ○ ○ ○ (印)

記載例 1

〇〇〇年度米沢市議会政務活動費収支報告書

〇〇〇年度分の政務活動費の交付に係る収入及び支出について、米沢市議会議員への政務活動費の交付に関する条例第10条の規定により、当該政務活動費の支出に係る領収書等の証拠書類とともに次のとおり報告します。

1 活動の成果

詳しく記入

A 5x20 grid of red circles. A red checkmark is positioned above the 15th circle in the top row.

2 収入 政務活動費 353,000円

3 支出

科 目	金 額(円)	備 考
調査研究・研修費	204,000	支出内訳書添付
広報・広聴費	79,000	〃
要請・陳情活動費	0	
会議費	0	
資料購入・作成費	30,400	支出内訳書添付
通信運搬・事務費	47,530	〃
合 計	360,930	

4 残 額 0 円

※「3 支 出」の備考欄には、支出の内訳を記載してください。なお、この様式に記入しきれないときは、支出内訳書に記入し添付してください。

○○○年____月____日

月日は記入しない

氏名 ○ ○ ○ ○ ○ (印)

〇〇〇年度分の政務活動費の交付に係る収入及び支出について、米沢市議会議員への政務活動費の交付に関する条例第10条の規定により、当該政務活動費の支出に係る領収書等の証拠書類とともに次のとおり報告します。

詳しく記入

A 5x20 grid of red circles. A red arrow points to the 10th circle in the top row.

3 支出

科 目	金 額(円)	備 考
調査研究・研修費	1 4 9, 4 0 0	支出内訳書添付
広 報 ・ 広 聴 費	3 5, 0 0 0	〃
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資料購入・作成費	0	
通信運搬・事務費	4 3, 5 8 8	支出内訳書添付
合 計	2 2 7, 9 8 8	

4 残 額 125,012円

— 31 —

米沢市議会政務活動報告書

[illegible]

〇〇〇年 5月25日

報告者名

○ ○ ○ ○ ○



米沢市議会政務活動報告書

[illegible]

〇〇〇年11月10日

報告者名

○ ○ ○ ○ ○



支 出 内 訳 書

- 支出科目 ① 調査研究・研修費 2 広報・広聴費 3 要請・陳情活動費
- 4 会議費 5 資料購入・作成費 6 通信運搬・事務費

氏 名 ○ ○ ○ ○ ○

No.	年月日	内 容	債 権 者	金 額	領 収 書
1	○. 7. 3	○○問題会議参加時交通費	東日本旅客鉄道㈱	23, 000	原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
	～○. 7. 5	〃 宿泊費	東京○○ホテル	26, 000	原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
		〃 出席者負担金	○○会議研究所	20, 000	原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
2	○. 10. 9	会派視察時交通費・宿泊費	㈱○○○旅行会社	100, 000	原本添付 コピー (原本は 議員に添付) ▲▲▲▲▲
	～○. 10. 11		(参加者 4 人で400, 000を按分)		原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
3	○. 11. 8	△△に関する研修会講師謝礼	△△△○○○	30, 000	原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
		〃 会場費	△△センター	5, 000	原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
			合 計	204, 000	原本添付 コピー (原本は 議員に添付)

事例1-1

支 出 内 訳 書

支出科目 1 調査研究・研修費

2 広報・広聴費

3 要請・陳情活動費

4 会議費

5 資料購入・作成費

6 通信運搬・事務費

氏 名 ○ ○ ○ ○ ○

No.	年月日	内 容	債 権 者	金 額	領 収 書
1	0.1.10	〇〇地区住民との議会活動報告会 時の会場費	〇〇会館	20,000	原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
		” 資料印刷代	△△△印刷有限公司	15,000	原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
2	0.2.15	議員活動報告書印刷代	△△△印刷有限公司	44,000	原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
			合 計	79,000	

事例1-2

制品区丑友

支出科目 1 調查研究・研修費

2 広報・広聴費

3 要請・陳情活動費

4 會議費

5 資料購入・作成費

6 通信運搬・事務費

○ ○ ○ ○ 名 出

No.	年月日	内 容	債 権 者	金 額	領 収 書
1	0.6.5	△△△△△白書	〇〇書店	8,640	原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
2	0.8.8	市町村合併〇〇〇〇	〇〇書店	4,320	原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
3	0.12.12	環境問題〇〇	△△△本屋	8,800	原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
4	0.2.2	介護〇〇〇〇〇〇	□□□〇社	7,150	原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
5	0.4 ～0.3	コピー代 (〇年度分)	米沢市	1,490	原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
			合 計	30,400	

事例1-3

制品区丑友

目
科
出
支

1 調查研究・研修費

2 広報・広聴費

3 要請・陳情活動費

4 會議費

5 資料購入・作成費

6 通信運搬・事務費

○ ○ ○ ○ 名 出

[illegible]

支 出 内 訳 書

- 支出科目 ① 調査研究・研修費 2 広報・広聴費 3 要請・陳情活動費
- 4 会議費 5 資料購入・作成費 6 通信運搬・事務費

氏 名 ○ ○ ○ ○ ○

No.	年月日	内 容	債 権 者	金 額	領 収 書
1	○. 7. 3	○○問題会議参加時交通費	東日本旅客鉄道㈱	23, 000	① 原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
	~○. 7. 5	〃 宿泊費	東京○○ホテル	26, 000	① 原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
		〃 出席者負担金	○○会議研究所	20, 000	① 原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
2	○. 10. 9	会派視察時交通費・宿泊費	㈱○○○旅行会社	80, 000	① 原本添付 コピー (原本は 議員に添付) ▲▲▲▲▲
	~○. 10. 11		(参加者 4 人で320, 000を按分)		原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
					原本添付 コピー (原本は 議員に添付)
			合 計	149, 000	

事例2-1

制品区丑友

支出科目 1 調査研究・研修費

2) 広報・広聴費

3 要請・陳情活動費

4 会議費

5 資料購入・作成費

6 通信運搬・事務費

○ ○ ○ ○ 名 出

[illegible]

制品区丑友

目
科
出
支

1 調查研究・研修費

2 広報・広聴費

3 要請・陳情活動費

4 會議費

5 資料購入・作成費

6 通信運搬・事務費

○ ○ ○ ○ 名 出

[illegible]

